小糸市民の家利用の手引き

平成25年4月1日

1　小糸市民の家の設置目的と利用の基本原則

小糸市民の家は、地域住民の自治活動と住民相互の交流を目的とした、市民のコミュニティ施設であることをよく認識して、仲よく譲り合い、秩序を守り、防災に注意し、施設を大切に利用してください。なお、利用者は、原則として藤沢市在住又は在勤者による団体及び個人（以下単に「団体」という。）に限ります。

2　小糸市民の家運営委員会

小糸市民の家（以下「市民の家」という。）の運営管理については、藤沢市（以下「市」という。）から指定管理者として指定を受けた藤沢市地域市民の家運営委員会連絡協議会（以下「家連協」という。）の構成員である小糸市民の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行います。

3　利用時間

利用時間（入館から準備、利用、片付け、清掃、退館までです。）は次の単位のとおりです。

（1）午前の部　　９時００分から１３時００分まで（４時間）
（2）午後の部　１３時００分から１７時００分まで（４時間）
（3）夜間の部　１７時００分から２１時００分まで（４時間）

4　利用料金

市民の家を利用する場合は、藤沢市地域市民の家条例第７条に規定する次に掲げる利用料金を支払ってください。なお、市又は家連協若しくは運営委員会が使用する場合は免除となります。

（1）集会室（輪藤）１室１回につき　‥‥　３００円
（2）集会室以外の施設　１室１回につき‥　２００円
（和室「殿山」「築山」・オープンスペース「郷の郷」）

5　利用の手続き等

（1）利用団体の登録

市民の家を定期的に利用する団体は、運営委員会に登録してください。

（2）利用の原則

ア　利用回数は、月２回（２コマ）限りです。

イ　**（定時予約）**市民の家の利用申し込みは、月の初日（1月１日を除きます。）の午後７時３０分から午後８時まで運営委員会が立ち会い、翌月分を受け付けします。この際、希望日が重複した場合には、話し合い又は抽選により調整します。

ウ　**（随時予約）**定時予約をしなかった場合の利用の申し込みは、利用予定日の前月の同一日から利用当日まで先着順に随時受け付けます。

（例示）

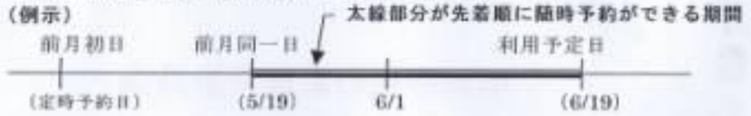

（3）利用の特例

ア　市並びに家連協及び運営委員会及び公共的と認められる団体は、利用制限回数を超え、かつ、利用日も優先的に確保することができます。

イ　市民の家を毎月定期的に利用する団体は、利用回数の特例について運営委員会の承認を受けた場合は、月３回以上利用することができます。なお、定時予約において利用者が極端に増加した場合又は重複利用団体がでた場合には、他の利用団体に譲ってもらうことがあります。

ウ　利用予定日の前週の同一曜日から利用当日まで空き室がある場合は、利用制限回数を超えて利用の申し込みをすることができます。

エ　集会室（輪藤）の定時予約において、希望する日時が他の団体と重複したため調整した結果、和室に変更する場合で、和室２室を使用しなければ利用の目的が達成できないと認められるときは、これを１回の利用とみなします。

（3）利用予定日の調整

施設の維持管理上又は運営委員会が利用を制限すべき事由が生じた場合は、これを調整することがあります。

6　利用上の注意

（1）未成年者の利用については、必ず保護者等成年者の同伴又は監督者の確認書の提出が必要です。
（2）利用時間を厳守してください。
（3）駐車施設は、運営委員会が許可した自動車以外は駐車禁止です。
（4）私物は市民の家に置くことはできませんが、運営委員会の許可を受けて、必要最小限の物品を常置することができます。なお、市民の家は、この物品の滅失、毀損等について一切責任を負いません。
（5）他の利用者の迷惑になる行為をしないで下さい。また、近隣の迷惑にならないよう騒音防止や駐車施設の出入りに十分注意してください。
（6）台所のガス台は、湯沸かし以外は原則使用しないでください。また、台所以外での火器使用も原則禁止です。
（7）館内及び敷地内は、喫煙を禁止します。
（8）使用後は、備品、器具等を元に戻し、ガスの元栓を閉め、電灯や冷暖房等のスイッチを切ってください。また、清掃をきちんとし、出たゴミは必ず持ち帰ってください。
（9）設備、器具などを壊したときは、やむをえない場合を除き、現状復帰に要した実費を弁償していただきます。

7　禁止事項

（1）家連協、運営委員会の許可を得ない張り紙、ポスター等の掲出
（2）営業とみられる販売行為若しくは利益を目的とした利用及びこれらを周知するためのポスターの掲示やチラシの配布
（3）公益、風俗、秩序、環境を乱す行為、又はその恐れのある行為
（4）選挙管理委員会が許可した場合を除く政治活動や選挙運動行為は、内容により利用できない場合があります
（5）不特定多数を対象とした思想、信条等特定固有の教示を行う団体等の行為
（6）その他運営委員会が不適当であると判断した行為

8　利用許可の取り消し等

前記６の「利用上の注意」を守らなかったり、７の「禁止事項」に違反し、又は違反する恐れがあるときは、利用許可を取り消し若しくは利用を中止させることがあります。この場合、すでに支払った利用料金は返還しません。また、違反の程度によっては、以後の利用を認めないことがあります。

9　その他

（1）利用団体は、定期清掃にご協力ください。
（2）この利用の手引きに定めるもののほか、具体的な利用手続き等については、別に定める利用の手引き（細目）に従ってください。
（3）この利用の手引き及び利用の手引き（細目）に定めていない事項は、運営委員会又はその役員会で協議し、事例によっては家連協や市担当課とも協議し決定します。

小糸市民の家運営委員会